

ナムランクォーターリー

Namrun Quarterly

発行所 / 弁護士法人苗村法律事務所 大阪市北区西天満 2丁目 6番 8号 堂島ビルディング 7階

制作協力 / 株式会社 陸風社 <https://www.rikufusha.co.jp/>

Index

法廷ドラマ
…1

【事件ファイルより】
公益通報者保護法の
一部を改正する法律と
内部通報担当者のリスク
…2～3

【最近の判例から】
営業秘密を不正取得されて
しまったときに打つべき対策
— エディオン対
上新電機事件を題材に —
…3～4

【事務局から】
…4

法廷ドラマ

また日本でも新型コロナの感染者数が増えてきて気が滅入りますね。休日もあり外出できず、おうち時間が増えた中での楽しみの一つはドラマを見ることになりました。私は基本的には日本の法廷物のドラマは見ません。裁判のシーンなどで間違いが多く、見ているとストレスを感じるからです。

夏には楽しみだった『半沢直樹』の最新シリーズも終わり、堺雅人さんのドラマをもう少し見たいと思ったところで、禁を破って、堺さん主演の『リーガルハイ』の1、2のシリーズを続けて観ることにしました。失礼ながらこの作品は日本の法廷物といえないほど、大きく実際の裁判手続や実体法とかけ離れていて、またコメディ仕立てにしてあるので

ストレスがありません。特にシーズン2は、死刑を宣告された女性の最高裁での弁護を底流に、職務著作（作品の中では職務発明的扱い）、近隣住民間のトラブル、パワハラ、環境問題と住民間の対立など、その時々法律時事問題を扱っていて、訴訟で対

立する代理人弁護士は、口頭弁論期日と思われる手続で、主張を口頭で互いに繰り広げ、

これこそ本当の弁論主義だと思わされます。

死刑を求刑する中で、検察官（松平健さん）が、民意が死刑を求めている、裁判員裁判は民主主義を体現していると述べるのに対し、弁護側の主人公弁護士は、司法に民主主義を持ち込むのは司法の自殺だと主張します。司法とは何かという根源的なテーマをさらっと言われてしまい、コミカルなドラマの中の奥深さにはっとさせられます。

裁判員裁判を否定するつもりはありませんが、本来、司法は、「法の支配」を具現化するシステムで、立法機関が民主主義、多数決で決めて、行政がこれを実行した際に現れる多数決原理の不具合を修正する機関だと思っています。米国では、連邦最高裁判事は大統領が指名し、上院が助言と同意をして任命されるので、勢い最高裁が政治化するきらいがあるのは、トランプ大統領が新しい判事の任命を急いだときにも騒がれたところでした。日本では漸く本来の法の支配による裁判を確立しつつある最高裁がそんなことにならないよう、法の支配を貫ける最高裁判事が今後も任命されていくことを祈ります。



苗村 博子
(なむら ひろこ)

公益通報者保護法の一部を改正する法律と 内部通報担当者のリスク

1. はじめに

令和2年6月12日に公益通報者保護法の一部を改正する法律（以下、「改正法」といいます）が公布され、改正法は公布の日から2年以内に政令で定める日から施行されます。現行の公益通報者保護法（以下「現行法」といいます）は、公益通報をした者（以下「公益通報者」といいます）を保護するルールを定め、多くの企業では、現行法を踏まえて、社内において内部通報窓口を整備されていると思われます。今般の改正法では公益通報対応業務に従事する従業員に対して罰則付きの守秘義務が課されるなど、内部通報窓口を担当することが想定されるコンプライアンス部門等の従業員にとっても注意すべき改正が行われています。そこで、本稿では改正点の概要について説明した後、改正点を踏まえて内部通報窓口担当者としてのリスクについて検討します。

2. 改正法における改正点の概要

改正法では、以下の視点による改正が行われています。

(1) 公益通報者保護の視点

ア 公益通報の主体の拡大

現行法では、公益通報の主体について、労働基準法9条の労働者に限定していましたが、改正法では、新たに退職者、役員^{*1}が追加されました（改正法2条1項1号、4号）。なお、退職者については、退職後1年以内に通報した者に限定されています。

イ 通報対象事実の範囲の拡大

現行法では、通報対象事実の範囲は、刑事罰の対象となる行為に限定されていましたが、改正法では新たに過料の対象となる行為も含まれました（改正法2条3項1号）。

ウ 行政機関以外への外部への通報保護要件の緩和

改正法では、報道機関等の通報対象事実の発生又は被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に対する通報（改正法3条3号）を理由とする不利益取扱いから保護されるための要件を緩和しています。現行法が定める真実相当性の要件（通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると「信ずるに足りる相当の理由が

ある場合」に保護するという要件）に加え、特定事由のいずれかに該当する場合という要件に関して、新たに特定事由となる場合を追加する形で保護要件を緩和しています。

エ 通報行為に伴う損害賠償の制限

改正法では、事業者は、公益通報がされたことによって損害を受けたことを理由として、当該公益通報をした公益通報者に対して損害賠償をすることができないとの規定が設けられました（改正法7条）。

(2) 事業者自体における不正の是正の視点

ア 内部通報体制整備の義務付け

改正法では、常時雇用する労働者の数が300人を超える事業者に対し、公益通報に適切に対応するために必要な体制の整備等（窓口設定、調査、是正措置等）を義務付けました（改正法11条1項、2項）。

イ 公益通報対応業務従事者の守秘義務

改正法では、公益通報対応業務従事者又は公益通報対応従事者であった者は、正当な理由がなく、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であって公益通報者を特定させるものを漏らしてはならないこととし、当該事項の漏えいを禁止しています（改正法12条）。この守秘義務に違反した者には、30万円以下の罰金が課されます（改正法12条、21条）。

(3) 行政機関への通報を行いやすくするという視点

ア 行政機関への通報保護要件の緩和

改正法では、通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関への通報については、真実相当性の要件を満たす場合だけでなく、真実相当性がない場合でも、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料し、かつ、氏名・名称、住所・居所等一定の事項を記載した書面等を当該行政機関へ提出する場合も保護されます（改正法3条1項2号）。

イ 行政機関における外部通報対応体制整備の義務付け

改正法では、通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関は、公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を

とらなければならないとされています（改正法13条2項）。

3. 内部通報窓口担当者のリスクについて

(1) 守秘義務の対象判断が困難である点

多くの企業では、不正事案だけでなく、パワハラ、セクハラ事案（以下「ハラスメント事案」といいます）についても、同じ内部通報窓口で相談を受けるケースが多いのではないかと思います。パワハラが暴行（刑法208条）・脅迫（刑法222条）などの犯罪行為に該当する場合や、セクハラが強制わいせつ（刑法176条）などの犯罪行為に該当する場合には、このようなハラスメントに係る通報は「公益通報」（改正法2条1項）に該当するため、前述のとおり公益通報対応業務に従事する従業員は守秘義務を負うこととなります。他方で、内部通報窓口にはハラスメント事案の相談があった場合、そもそも「公益通報」に該当するような事案なのか否かを、内部通報窓口が早期に判断することは困難なため、内部通報窓口担当者としては、通報者を含め関係者等に対して事実関係を調査する場合があります。しかし通報者自身が被害者である場合、調査過程において、被害者である通報者を特定しないことは困難であり、厳しい守秘義務を課することが妥当でない場合もあります。改正法12条では、「正当な理由」がある場合に公益通報対応業務従事者の守秘義務を免除しており、消費者庁の国会答弁によれば、この「正当な理由」には公益通報者本人の同意がある場合や法令に基づく場合のほか、公益通報に関する調査等を担当する者の間での情報共有等、通報対応に当たって必要な場合などを想定しているとされています^{*2}。しかし、どこまでの範囲が通報対応に当たり、必要な場合として「正当な理由」となるのかの判断は、内部通報担当者には困難であり、同担当者は、改正法の定める罰則付きの守秘義務を自身が負っているか判断がつかない状況で対応せざるを得ないというリスクを負います。

(2) 通報者等による訴訟に巻き込まれる可能性がある点

ハラスメント事案の調査では、内部通報

窓口担当者は、通報者に対する守秘義務とは別に、加害者や目撃者等の関係者からも守秘義務を前提として聴取を行うため、関係者からの聴取内容や判断過程の詳細を通報者に対して報告することができない場合もあり、その結果、通報者に対して内部通報窓口担当者が適切な対応をしていないのではないかの疑義を抱かせる可能性もあります。実際に、会社の上司によるパワーハラスメントに対して、内部通報窓口相談を行った原告が、当該上司や会社だけでなく、相談を行った内部通報窓口担当者に対して損害賠償を請求した事案^{※3}もあるなど、調査に関わった内部通報窓口担当者は、守秘義務を遵守したとしても、

訴訟に巻き込まれるリスクもあり得ます。

4. 最後に

改正法の定める厳しい守秘義務を内部通報窓口担当者に課すことになれば、従業員としてもそのようなリスクを負う内部通報窓口担当者になることはより一層躊躇するように思われます。内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドラインにおいても、通報に係る秘密保持の徹底にあたり、外部窓口の活用が挙げられていますが^{※4}、改正法による内部通報窓口担当者のリスクを軽減するうえでも、調査は法律事務所のような外部窓口に任せる等、各企業においてはより一層、外部窓口の活用が求められると考えられます。

※1：改正法では、「役員」は法令の規定に基づき法人の経営に従事している者に限られるため、相談役や顧問等は含まれません。

※2：第201回国会衆議院消費者問題に関する特別委員会議録 第5号12～13頁(令2.5.9)。

※3：東京地裁平成26年7月31日判決判例時報2241号95頁 同判決では結論として内部通報担当者に対する不法行為に基づく損害賠償請求の成立は否定されていますが、原告は、内部通報担当者が通報事実について、適切な調査を行い、しかるべき対応をとらなかったことや、判断過程などの開示を拒否したことを主張しています。

※4：平成28年12月9日 消費者庁「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」8～9頁。



倉本 武任
(くらもと たけつぐ)

最近の判例から

営業秘密を不正取得されてしまったときに打つべき対策

—エディオン対上新電機事件を題材に—

1 はじめに

本年10月1日、大阪地方裁判所で、副題の事件の判決が言い渡されました。私は原告エディオンの代理人を務めていたので、本件は判例評釈というより、本当は「苗村事務所のファイルから」に掲載すべき事件かもしれません。本件で判決は、被告上新電機の不正競争防止法2条1項8号の不正競争行為を認め、一部の差止請求権及び一部の損害賠償請求権を認めました。その差止の在り方、また損害額に関しては、原告代理人としては大変不本意なものとして受け止めており、またこのような判決を招いたことについても忸怩たる思いがありますが、一方この判決で、不正競争行為が認められるには、私の創意工夫も貢献したかと自負する点もあり、今回は、手前味噌で恐縮ですがこの創意工夫について、皆さんにご紹介していきましょう。

2 日本における民事訴訟法上の証拠収集方法

日本には、米国のような広範なディスカバリーの制度はなく、また司法妨害に対する罪や罰も米国のように厳しいものとは考えられていません。相手方への文書提出命令の制度(民訴法221条～225条)も、裁判所は大変謙抑的にこの命令を出しますし、また裁判所が必要がないとしてこの申立を認めない場合、判決にてその理由が示されればよいとの最高裁判決があり、当

事者は不服申立ができず、勢い裁判所は緊張感を持ってその必要性を判断したり、できるだけ認めて、真実に近づこうというモチベーションを感じられない場合が多いように感じられます。このような手持ち証拠で勝負というドイツ法に近い考え方は、しかしながら、司法の国際競争力という観点からは、非常にその力を阻害するものであり、昨年からようやく、証拠収集方法の拡充に向けて、法曹三者でも協議が始まり、日弁連では会員向けにアンケートを始めたところ です。

そんな民事訴訟法の枠組みの中で、営業秘密の不正取得(不競法2条1項4号)や、本件でも問題となった、不正に取得された営業秘密について、故意または重大な過失でこれを使用する行為(同項8号)のような、行為者側で秘密裏に行われることについて、被害者が十分な証拠を集めることは至難の業といえるでしょう。

3 営業秘密と刑事罰、刑事手続について

そこで、被害者側で何らかの不正取得に関する証拠があるのであれば、直ちに民事訴訟を提起するのではなく、行為者に対して刑事告訴をすることをお勧めします。なんの証拠もなしに行くと虚偽告訴の罪に該当しかねませんが(刑法172条)、不正に取得されたのが電子データである場合には、アクセスログが残っているのも、一定

の費用は掛かりますが、このアクセスログを手掛かりに、不正取得をしたと疑われる者が、いつどんな情報を得たのかを分析し、これを告訴の際の証拠とすることができる場合があると思います。

日本で営業秘密の不正取得に刑事罰が導入されたのは2003年ですが、この時点で被害者が刑事告訴を行うのはとても難しいことでした。というのも裁判の公開原則、また犯罪の特定のためには、何が営業秘密で、如何にそれを不正取得したかを公開の法廷で示さなければならず、刑事公判が始まったとたんに不正に取得された営業秘密は秘密でなくなってしまうという手続的なディレンマが解消されていなかったからです。実体法はさらに刑事罰の対象を広げ、重罰化の方向で何度も改正されましたが、被害者が刑事告訴に踏み切れるようになったのは、2011年の改正で刑事手続の規定が第6章として認められてからです。詳細を記載するスペースはありませんが、営業秘密の秘匿決定(同法23条)がなされれば、例えば起訴状の朗読の際に、不正に取得された営業秘密の詳細の朗読をしないでよいことなどが認められ(同法24条)、刑事公判において営業秘密性が失われるということがなくなりました。

エディオン事件でも、この方法が採用され、不正取得が認められた個人は2年の懲役及

び執行猶予3年、罰金100万円となりました。

4 刑事事件を足掛かりにした証拠収集方法

刑事事件の進行中、被害者が警察、検察が収集した証拠の閲覧を検察庁に依頼しても見せてもらうことはできません。刑事事件が終了した後でも、検察官に依頼しても任意で証拠にアクセスすることはまずできず、と考えていただいたほうが良いでしょう。そこで検討されるのが、検察庁において、裁判官による証拠保全手続を行うことです。

証拠保全は、民事訴訟法上の手続（民事訴訟法234条）で、よく実施されるのは、医療過誤の事件における被害者のカルテ等の診療記録への保全です。医療ミスが疑われる事件では、過去には、手書きのカルテにホワイトの修正液がべたべたと塗ってあったなどということが多発し、裁判官は、カルテは改ざんされるものとの認識を持っています。今は電子カルテ等で改ざん後もその記録が残りますから、改ざん自体起こりにくくなっているとは思いますが、今も医療事故ではまず、この証拠保全にて改ざん前のカルテを確保することから始まります。

営業秘密や方法の特許の侵害事件でも証拠保全はこれまでも重要なものとして行われてきました。しかし被疑侵害者の手持ちの証拠に対して、証拠保全を行っても、多くはその敷地に入ることすら、被疑侵害者自体のさまざまな営業秘密の侵害を理由に

拒否され、そうなるも手も足も出なかったのです。私も半導体封止機械装置設計図事件（福岡地裁平成14年12月24日判決）では、工場前で立ち入りを拒否され、証拠を手に入れることができず、被告が第三者へ製造委託をした際に送った図面十数枚が、間違っって原告に送られたことを頼りに、その第三者を粘り強く説得して、その図面が被告からのものであることを証言してもらって、不正取得、不正使用を立証したことがあります。

では、今回私がお勧めする検察庁での証拠保全はどのように行われるのでしょうか？証拠保全事件における相手方は検察庁ではありません。あくまでも被疑侵害者が相手方で、従って本件では上新電機でした。検察庁が保管されていた上新電機のサーバーへのアクセスをする場所として、検察庁の一室をお借りしたという扱いになります。証拠保全の申立書自体は、実施の1時間ほど前に執行官から上新電機に送達され、同社もしかるべき措置をとりました。大阪地裁から臨場された裁判官が、サーバーにアクセスし、関連データを検証されました。検証といってもその場でいちいちデータを見ていくわけにはいきませんので、持参したHDDに保存し、裁判所に持ち帰っていただきました。

その後、そのHDDにあるデータを謄写し、これを解析して、エディオンの情報と

考えられるものを抜き出して営業秘密目録を作成しました。ただこの取得した情報に上新固有の情報が紛れていた時のことを考えて対策をとりました。

5 証拠保全で得た情報の用い方とその限界

裁判所のHPではエディオン対上新の民事事件の営業秘密目録は掲載されていません。当該目録に対して閲覧を制限する決定を裁判所から得ているからです。ただ主張の中で述べているように判決が認めた営業秘密はすべて上述の証拠保全手続で得たものの、したがって営業秘密が故意か重過失かで不正取得された後に上新によって使用されたことが、本案の判決でも明らかとなり、使用差止めが認められました。

その限界は、この元情報である営業秘密をどのように加工したかまでは、証拠保全では確保できなかったことです。日本の証拠保全手続では、この加工情報の取得は容易ではありません。

刑事事件において、被害者としてできるだけ営業秘密情報がどのように用いられるかを捜査機関に情報提供し、どのようにすれば、証拠保全で確保できるようになるか、告訴に対応する捜査においても様々な情報提供と、一定の情報を捜査機関から得ることが重要になると思います。誤解のないよう申し上げておきますが、捜査機関の情報漏洩を誘発するということではありません。被害者として受ける事情聴取の際に、捜査機関からの質問内容等からどのような情報を捜査機関が得ているのかを推察し、民事事件を担当する弁護士とよく相談しておくことで、証拠保全の際にこれを生かすことができると考える次第です。刑事事件の段階から民事訴訟は始まっているのです。

苗村 博子
(なむら ひろこ)

アルなライブの3分の1程度の金額で楽しむことができました。本音を言えばもちろん生のライブの良さにはかないませんが、オンラインだと家で家族や友人とお酒を飲んだりしつつ一緒に盛り上げられるというのが通常のライブと違った魅力だと感じました。

ライブ配信に限らずこうしたオンラインの活用により、小さいお子さまがいたり、外出が難しい事情がある方にもエンターテインメントや学びの機会が広がったことや、様々な手続等の効率化が進んだことは、このコロナ禍で起こった良い変化だったといえるのかもしれない。

苗村事務所でも定期的に行っていたセミナーを現在はオンラインにて開催しています。会場とオンラインのどちらにも違った良さがありますが、オンラインでは普段はなかなか機会のない東京など遠方の方にもご参加をいただいております。直接お話をしたりご質問をいただくことが難しいという側面もありますが、皆さまに有意義な情報をご提供できるように今後も工夫していきたいと思っております。何より、早く以前のように普通に生活できる日がくることを願っております。

Topic of 事務局から the secretariat

すっかり「オンライン〇〇」というものが定着した最近ですが、私は先日オンラインでの無観客ライブに自宅に参加してみました。好きなアーティストが配信をするということで興味を持ったのですが、ライブの醍醐味は生で観る臨場感や会場の一体感だと思うので、家で画面を覗いているだけで楽しめるのかな…と思っていました。しかし実際に参加してみるとそこはやはりプロ！と思わせる楽しい時間でした。過去の映像やファンの映像とリンクしたり、誰もが知っているような懐かしいヒット曲を多く演奏してくれたり、観客席が無人なのでそこをうまく使って演出していたりとオンラインならではの工夫がされていました。配信向けということでカメラ目線が多くなるのがファンにとってはうれいところでしょう（笑）。スマートフォンの画面だと小さくて少し満足度が低いかもしれませんが、テレビに繋いで大きな画面でも見られるので映画的にも十分でしたし、リ

オンラインライブ楽しそうですね。
納会ランチはリアルで行いたいです。(苗)

弁護士法人 苗村法律事務所

〒530-0047
大阪市北区
西天満2丁目
6番8号
堂島ビルディング
7階

※地下鉄御堂筋線
又は京阪淀屋橋
駅1番出口を上
がり、御堂筋を北へ徒歩5分

TEL : 06-4709-1170
FAX : 06-4709-0131
受付時間 / 9:00 ~ 18:00

<http://www.namura-law.jp>

